

# 令和8年度 木材利用関連イベント等でのPR実施業務 企画提案 募集要項

## 1 業務名

令和8年度 木材利用関連イベント等でのPR実施業務

## 2 業務内容

県民が森林・林業の現状及び森林整備や木づかいの大切さについて理解を深めることができるよう、県内各所において開催される木材利用に関連するイベントの運営や出展等により、木材の魅力や木材利用の意義を広く県民にPRする。

## 3 応募資格

応募資格者は、次の要件を満たす者とする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 令和8年度愛知県入札参加資格者名簿の以下の分類に登録されている者であること。  
【大分類「03. 役務の提供等」、中分類「03. 映画等製作・広告・催事」、小分類「03. 催事」】のうち【細分類「01. イベント企画」「02. 会場設営」「03. 展示」】の全て
- (3) 企画提案応募書の提出期限において、愛知県から指名停止の措置を受けていないこと。
- (4) この公告の日から企画提案応募書提出期限までの期間において、「愛知県が行う事務及び事業からの暴力団排除に関する合意書」（平成24年6月29日付け愛知県知事等・愛知県警察本部長締結）に基づく排除措置を受けていないこと。
- (5) 破産者でないこと。
- (6) 国税及び地方税を滞納していないこと。
- (7) 宗教活動や政治活動を目的とした者でないこと。

## 4 募集期間

令和8年4月1日（水）から令和8年4月24日（金）まで

## 5 契約条件

### (1) 契約形態

委託契約とする。

### (2) 委託金額限度額

20,035,000円（消費税及び地方消費税を含む）以内

### (3) 契約期間

契約締結日から令和9年2月26日（金）まで

### (4) 契約保証金

愛知県財務規則129条の2により、契約金額の100分の10以上の額とする。

あるいは、愛知県財務規則129条の3第3号に基づき全額を免除する。

### (5) 委託費の支払条件

資金計画書の提出により、前金払が適当と認められるときには、前金払請求に基づき委託費の全部又は一部を前金払いし、残額は業務委託完了後の精算払いとする。

### (6) その他

企画提案に基づく見積額は、契約時に至って同じ条件の下で、その額を超えることは認めない。

なお、提案内容等を勘案して委託費を決定するため、委託契約額が見積額と同じになるとは限らない。

## 6 企画提案書の応募手続

### (1) 提出書類

ア 企画提案書（別添様式1）

イ 見積書（「愛知県知事」あてとする）

ウ 添付資料

- ・ 定款又は寄附行為
- ・ 組織概要、事業概要がわかる資料（パンフレット等も可）
- ・ 決算報告書（直近3カ年）
- ・ 諸規定（委託費対象経費の積算基礎となるもの）
- ・ 過去に実施した類似業務の実績（業務名、業務内容、実施時期、規模等のわかる資料）
- ・ 社会的価値の実現に資する取組に関する申告書（別添様式2）  
（該当する取組がある場合は、証明書類を併せて添付すること）

(2) 提出部数

各 8 部（正本 1 部、副本 7 部）

(3) 提出期限

令和 8 年 4 月 2 4 日（金）午後 5 時【必着】

(4) 提出方法

郵送又は持参

(5) 企画提案書作成上の注意

- ・ 用紙サイズは A 4 縦（横書きとし、ページ番号を入れる）とする。
- ・ A 3 判の用紙を A 4 サイズに折りたたみ挿入することは可とする。
- ・ 必要に応じて、図表・絵等を用いてわかりやすく記載すること。
- ・ 企画提案に要する費用は、提案者の負担とする。
- ・ 企画提案は、1 事業者 1 提案とする。
- ・ 提案期限後の問合せ、書類の追加・修正には原則として応じない。
- ・ 提出書類は返却しない

(6) 応募に関する問い合わせ先及び提出先

〒 4 6 0 - 8 5 0 1

名古屋市中区三の丸三丁目 1 番 2 号

愛知県農林基盤局林務部林務課

あいちの木活用推進室

計画・普及啓発グループ

電話 0 5 2 - 9 5 4 - 6 8 8 4

F A X 0 5 2 - 9 5 4 - 6 9 3 6

E-mail aichinokikatuyou@pref.aichi.lg.jp

(7) その他

ア 応募に当たっては、予め募集期間内（ただし、土曜日、日曜日及び  
休日を除く、午前 9 時から午後 5 時までの間）に、林務課で説明を受  
けること。

イ 応募資格を有さない者の提出資料、又は提出資料に不備がある場合  
は受理しない。

ウ 提出資料に係る個人情報、当業務の目的に限って利用し、厳重に  
管理する。

エ 採用された企画提案書の著作権は愛知県に帰属するものとする。

オ 事業の実施にあたっては、選定された企画提案の内容は必ず行うも  
のとし、具体的な実施内容については、愛知県と被選定者（受託者）

が協議の上、決定する。

## 7 企画提案内容

- (1) イベントの企画運営や出展等の実施計画  
(内容、スケジュール、構成、実施時間、実施体制、PR方法)
- (2) (1) 以外の県産木材普及のためのPR活動
- (3) 類似業務の受託実績
- (4) 経費（見積書を提出）

## 8 選定事業者数

1者

## 9 企画提案の選定等

- (1) 選定方法等
  - ・ 提出された企画提案書について、書面審査により3者程度を選定し、県が設置する選定委員会において、プレゼンテーションによる審査を行い、受託者を選定する。
  - ・ 選定委員会は、非公開とし、選定の経過等、選定に関する問合せ及び異議申し立てには応じない。
- (2) 選定委員会における審査
  - ・ 提案書に基づく書面審査及び、提案者によるプレゼンテーション（15分）により行う。
  - ・ プレゼンテーションは、提出された提案書で行う。パソコン及びプロジェクター等の使用は不可。
  - ・ 提案者からの説明終了後に質疑応答を10分程度行う。
  - ・ プレゼンテーションの日程は、後日通知する。
- (3) 照会等
  - ・ 選定に至る過程で、必要に応じ、追加資料を請求する場合がある。
  - ・ 応募内容等に不明な点がある場合、県からの電話等により照会を行うことがある。
- (4) 選定の観点
  - ・ 業務の意図・目的を理解しているか
  - ・ 業務の実施体制は妥当か（類似業務の実施経験はあるか）
  - ・ 業務の実施方法は適切か

- ・ スタッフ等の選定は適切か
  - ・ 業務実施スケジュールは適切か
  - ・ 企画提案の内容は、優れているか（表現可能性・効果）
  - ・ 広報計画は具体的であるか（実効性、集客力がある内容か）
  - ・ 経費の積算は適切か
  - ・ 関係者との調整について配慮されているか
- ※ 書面審査も同様の基準により審査する。

(5) 選定結果

全応募者に対して郵送で通知する。

(6) 契約

- ・ 選定委員会で選定された者と県は、企画提案の内容を基にして、業務の履行に必要な協議、調整を行い、協議が整った上で、委託見積限度額（予定価格）の範囲内で、契約を締結する。  
ただし、協議等が整わない場合は、次点者と改めて県が協議等を行うこととする。
- ・ 別に定める契約書により、委託金額限度額の範囲内で契約を締結する。

## 10 スケジュール（予定）

- 令和8年4月1日（水） 企画運營業務委託の募集公告
- 令和8年4月24日（金） 企画提案書の提出期限
- 令和8年5月上旬 選定委員会による審査、受託者の決定、契約締結
- 令和8年5月上旬～令和9年2月26日（金） 業務実施
- 令和9年2月26日（金） 業務完了